

○経済産業省告示第十二号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正する。

平成二十六年一月二十四日

経済産業大臣 茂木 敏充

一の表の罫上のイロイロの項を次のように改める。

| | | |
|-----|--|---|
| イラン | | 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一の一及び二の項の中欄に掲げる貨物、同表の三の項（二）七に掲げる貨物（六ふつ化ウランに対して耐食性のある材料を用いたペローズ弁に限る。）、同項（二）九に掲げる貨物（ウラン同位元素の分離用の装置に用いられる真空ポンプに限る。）並びに同表の四の項の中欄に掲げる貨物 |
|-----|--|---|

二の表の欄に次のように加える。

| | | | |
|-----|--|--|---|
| シリア | | | 輸出貿易管理令別表第一の一の項（十三）に掲げる貨物（化学製剤に関連するものに限る。）、同項（十三の二）に掲げる貨物（化学製剤に関連するものに限る。）、同項（十四）に掲げる貨物（化学製剤に関連するものに限る。）、同項（十六）に掲げる貨物（化学製剤に関連するものに限る。）及び同表の三の項（一）に掲げる貨物 |
|-----|--|--|---|

附 則

この告示は、平成二十六年一月二十四日から施行する。

「輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表（昭和41年4月30日通商産業省告示第170号）

| 改正後 | | | | 現行 | | | |
|--|----------|--------------|---|--|----------|--------------|---|
| 一 (略) | | | | 一 (略) | | | |
| 二 輸入貿易管理令（以下「令」という。）第四条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認を除く。以下「二号承認」という。）を受けるべき場合は、次の表の第1に掲げる貨物及び同表の第2に掲げる貨物を輸入するときとする。 | | | | 二 輸入貿易管理令（以下「令」という。）第四条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認を除く。以下「二号承認」という。）を受けるべき場合は、次の表の第1に掲げる貨物及び同表の第2に掲げる貨物を輸入するときとする。 | | | |
| 第1 次の表の左欄に掲げる地域を原産地又は船積地域とする同表の右欄に掲げる貨物 | | | | 第1 次の表の左欄に掲げる地域を原産地又は船積地域とする同表の右欄に掲げる貨物 | | | |
| 地 域 | 貨 物 | | | 地 域 | 貨 物 | | |
| | 項目 番号 | 関税率表の 番号等 | 貨 物 名 | | 項目 番号 | 関税率表の 番号等 | 貨 物 名 |
| (略) | | (略) | (略) | (略) | | (略) | (略) |
| イラン | | | 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一の一及び二の項の中欄に掲げる貨物、 <u>同表の三の項（二）7に掲げる貨物（六ふっ化ウランに対して耐食性のある材料を用いたベローズ弁に限る。）</u> 、 <u>同項（二）9に掲げる貨物（ウラン同位元素の分離用の装置に用いられる真空ポンプに限る。）</u> 並びに <u>同表の四の項の中欄に掲げる貨物</u> | イラン | | | 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一の一及び二の項の中欄に掲げる貨物、三の項（二）7に掲げる貨物（六ふっ化ウランに対して耐食性のある材料を用いたベローズ弁に限る。）、 <u>三の項（二）9に掲げる貨物（ウラン同位元素の分離用の装置に用いられる真空ポンプに限る。）</u> 並びに四の項の中欄に掲げる貨物 |
| (略) | | (略) | (略) | (略) | | (略) | (略) |
| (略) | | (略) | (略) | (略) | | (略) | (略) |
| (略) | | (略) | (略) | (略) | | (略) | (略) |
| <u>シリア</u> | | | <u>輸出貿易管理令別表第一の一の項（十三）に掲げる貨物（化学製剤に関連するものに限る。）</u> 、 <u>同項（十三の二）に掲げる貨物（化学製剤に関</u> | | | | |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | | <u>連するものに限る。）、同項（十四）に掲げる貨物（化学製剤に関連するものに限る。）、同項（十六）に掲げる貨物（化学製剤に関連するものに限る。）及び同表の三の項（一）に掲げる貨物</u> |
|--|--|--|--|

第2 (略)

二の二・三 (略)

第2 (略)

二の二・三 (略)